



## 豊かな心で 育てよう

よちよち歩きだった子供があつという間に小学生、そして、中学生に、身長もいつの間にか親よりも高くなつてしまふ。その子供へ親は何を望み、何を期待するのだろうか。親の考え方だけで子供の進路を決めてしまつてゐることはないでしょうか。もっと子供に主体性を持たせ、夢のある生活をさせてあげましよう。

(写真は、第四保育所でのひなまつりの様子です。)

### 町PTA連合会

## 親として望ましい子供のしつけは。。。

### 母親の家庭のしつけに関する調査



今回の調査は、町PTA連合会、糸川留行会、PTA連合会、家庭教師の進め方や青少年の健全育成をはかるとの基礎資料を得ることを目的に、母親の家庭のしつけに関する調査をアンケートにより調査し、その結果がまとまりました。

今回の調査は、町PTA連合会、PTA連合会、糸川留行会、PTA連合会、家庭教師の進め方や青少年の健全育成をはかるとの基礎資料を得ることを目的に、母親の家庭のしつけに関する調査をアンケートにより調査し、その結果がまとまりました。

子供のしつけの実態と両親の関心

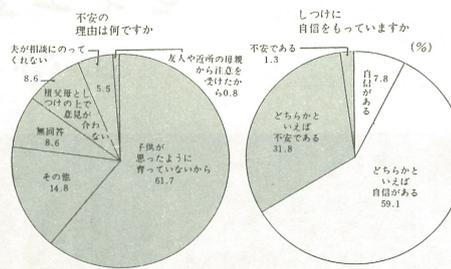
あなたの子どもは、次のことなどの程度でできますか。(「はい」が「できる」、「いいえ」が「できない」を意味します。)

	子供はできますか		しつけをしていますか	
	できる	できない	はい	いいえ
自らの持物の整理・整頓をする	72.5	27.5	81.9	18.1
身なりを整える	92.8	7.2	78.2	21.8
約束を守る	92.5	7.5	86.1	13.9
ことばづかいに気を付ける	73.3	26.7	76.1	23.9
公共のものを大切に	93.0	7.0	79.5	20.5
交通道徳を守る	94.6	5.4	84.5	15.5
手伝いをする	72.6	27.4	52.2	47.8
人に頼らず行動	72.6	27.4	67.5	32.5
ぐずぐずしない	67.9	32.1	70.6	29.4
親のいつつけを守る	88.6	11.4	76.4	23.6
あいさつをする	86.8	13.2	86.5	13.5

4月は「交通安全の月」です

### しつけの自信と不安

あなたは、お子さんのしつけに自信をもっていますか。また不安である、どちらかといえば不安である、どちらかといえば自信がある、理由何ですか。



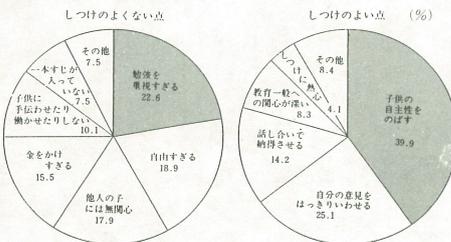
### 広報みぶ 3

自信がある、どちらかといえば自信があるを合わせると六十六・九％が自信群といえます。それに対して、不安である、どちらかといえば不安であるを合わせると三十三・一％が不安群といえます。

自信群を分析すると、ひとりっ子と末子に対しての方が長子や中間子に対してよりも、母親たちは自信をもっていると思われる。ひとりっ子の場合は、しつけに十分時間と労力をかけやすいし、末子に対しては上の子供

### しつけに対する母親の評価

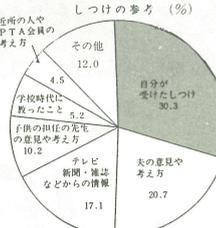
あなたのお子さん位の年令の子供に対して、今世間一般で行われているしつけのよい点、よくなぬ点を「選んで下さい。」



しつけのよい点は、全体的に自己主張的で民主的なしつけをよい点としています。しつけのよい点として、勉強中心で利己的傾向にしている否定的であったようです。

### しつけの参考

あなたがお子さんのしつけをしていく上で、しつけの参考になっているものを「選んでください。」



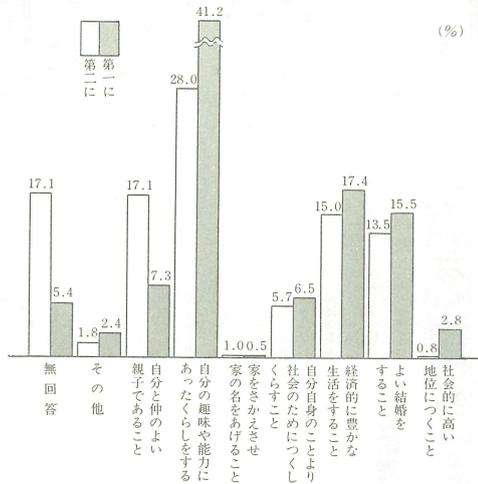
全体的にみると、しつけの参考とされている第一に、「自分が受けたしつけ方」(三十三・三%)である。現代は情報がはららんとしており、数多い育児情報の中で母親達が混乱しているのではないかと予想されました。しかし、この結果を見ると、自分自身が身につけたものを我が子に伝える、という安定した育児方法が上位を占めていることがわかります。

第二に「夫の意見や考え」(二〇・七%)である。このことは現代の母親にとって子供を育てる上で、夫の存在が大きな意味を持つことを表している。そして、その夫と自分とで意見が一致することが、母親にしつけの自信を与えていることが推察されます。

第三に多いのは「テレビ、新聞、雑誌などからの情報」(十七・一%)である。これは現代の特徴を示していると思われまます。子供の年齢別にみると幼稚園児の母親に多くみられるといわれています。子供が幼いほど、マスコミ等の情報に敏感になるとが推察されます。

### 子供の将来にどんな期待をするか

あなたは、お子さんの将来についてどのような期待をおもちですか。次の中から3つ選んでください。

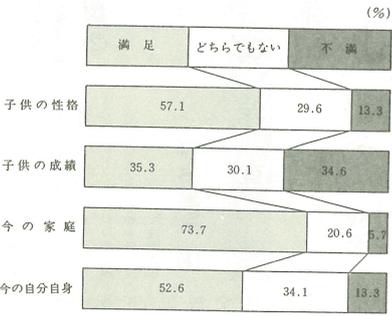


母親の多くは、子供に地位や名誉を求めた立身出世型の期待をするよりも、いわゆる個人的な幸せを期待している。また、伝統的「家」意識は薄れ、ほとんどなくなっているといってもよいようである。高のそだをしないで、その能力に合ったことを中心に考え、いたみを感じる理想像が少ないのは、今の社会を浮き彫りにしているように思われます。

### 母親の満足度



あなたは、次のことをどの程度満足していますか。(とても満足、満足、どちらでもない、不満、とても不満、とても不満を不満にしました。)



子供の成績では、満足が三十五・三%と性格に比べて低い率を示しています。も三十四・六%と、性格・家庭生活、自分自身の調査に比べて極端に多い比率を示しています。学業成績については、通知簿等によって具体的な数字で表われており、理解しやすい、関心度も高く、この調査の信頼度も高いわけですね。親は、子供の点数のみに関心を持つだけでなく、個性的にすぐれた点を見出すことにもっと観点を置くべきではないでしょうか。高校では、成績について母親の関心は嘆きよりあきらめの点が多いという見方も感じられます。今の家庭生活、自分自身に対する不満は、上述の成績に比べて、低い回答率を示す結果が出ました。

以上、調査結果を紹介しましたが、この調査は町PTA連合会調査部委員(山口稔さん、大塚了三さん、鈴木理夫さん、若井昭蔵さん、松岡邦雄さん、池範子さん)が実施しました。今回の調査結果を参考にし、よりよい家庭を築き、非行のない健全な青少年を育てよう努力しましょう。

## 児童手当制度がかわります

### 昭和六十一年度

(昭和六十一年六月一日から 六十三年五月三十一日まで)

(1)第二子分  
新受給者である第二子を養育している者については、昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童、すなわち、施行日において満二歳未満の児童を養育している方が対象となります。

(2)第三子以降分  
従来通り、義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育している方が対象となります。ただし、市町村民税の所得割非課税者に対する二〇〇〇円の加算は廃止されることとなります。これにより、初年度は旧制度下において受給者となり得る方は全て受給者となるのが可能となります。

この場合、例えば所得制限を受けて、六十年度は手当の支給を受け、なかつた方が、所得の減少により六十年度の所得制限額の範囲内となった場合は、新たに認定を受けるて手当の支給を受けられる

### 昭和六十一年度

(昭和六十一年四月一日から 六十四年三月三十一日まで)

(1)第二子分  
新受給者である第二子を養育している方については、昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童、すなわち、年度当初で満四歳未満の児童を含む六以上の児童を養育している方が対象となります。

(3)第三子以降分  
昭和五十三年四月二日以後に生まれた児童、すなわち、年度当初で満九歳未満の児童(小学校三年生以下)を含む三人以上の児童を養育している方が対象となります。

就学前の児童を養育している方が対象となります。すなわち、昭和五十七年四月二日以後(年度当初で六歳未満)の児童を含む二人以上の児童を養育している方が対象となることとなります。

### 昭和六十三年度

(昭和六十三年四月一日から 六十四年三月三十一日まで)

(1)第二子分  
新受給者である第二子を養育している方については、昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童、すなわち、年度当初で満四歳未満の児童を含む六以上の児童を養育している方が対象となります。

(3)第三子以降分  
昭和五十三年四月二日以後に生まれた児童、すなわち、年度当初で満九歳未満の児童(小学校三年生以下)を含む三人以上の児童を養育している方が対象となります。

就学前の児童を養育している方が対象となります。すなわち、昭和五十七年四月二日以後(年度当初で六歳未満)の児童を含む二人以上の児童を養育している方が対象となることとなります。

### 必要なものは

印かん、受給者名義の預金通帳・国民年金加入者以外の方(厚生年金等)は年金証書等年金の記号番号が確認できるものと健康保険証。一月一日に他の市町村に住んでいた方は前住地の所得証明書(児童手当用のもの)。  
新受給者である第二子を養育している方については、六月分から手当が受給されることのできるように、六月一日以前に認定請求をしてください。六月中に認定請求を行なえば、六月分から受給できます。これにも従来と同じ所得制度があります。

### 戦没者等の妻に対する特別給付金(再継続)の請求はお済みですか

特別給付金(一〇万円)の償還が終了した戦没者等の妻に引き続き特別給付金(再継続)の国債(二〇万円)が支給されています。  
この支給の対象となる方は、昭和四十八年三月三十一日から昭和五十八年三月三十一日まで、昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで、昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで、同日以降は特別給付金(再継続)を受ける権利が消滅します。ご注意ください。  
なお、この請求期日(昭和六十一年五月三十一日まで)となっております。詳しいことは、民生課あるいは県の老人福祉課(電話〇二八六―三三三〇五四)にご相談ください。

# 新しい年金制度 最終回

## 障害年金と遺族年金

### ① 障害年金

▼支給要件  
国民年金に加入している間に病気またはけがによって医師の診察を受け、一定の障害状態になった人に支給されます。ただし、初診日前に保険料を納めていた期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上あることが必要です。

また、二十歳前の傷病によって障害となった人については、二十歳に達した時から障害基礎年金が支給されます。（従前は障害厚生年金が支給されていましたが。）

### ② 障害厚生年金

▼支給要件  
厚生年金保険の加入期間中に病気またはけがによって医師にかけ、一定の障害状態になった人につき、一定の障害状態にならなければならない場合、二日目まで一人につき十八万円、三日目から一人につき六万円が加算されます。

#### 障害厚生年金の年金額の計算方法

- 1級…平均月収×0.075×加入月数×1.25
  - 2級…平均月収×0.075×加入月数
  - 3級…(2級と同じ。ただし最低保障額45万円)
- 障害手当金(一時金)…平均月収×0.075×加入月数×2(最低保障額90万円)
- (注1) 1級、2級は障害基礎年金の上乗せとなる。  
(注2) 加入月数が300月に満たない時は300月とする。

### ① 遺族基礎年金

▼支給要件  
被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した時、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます(ここで「子」とは、十八歳未満の子または二十歳未満で障害のある子に限りません)。

### ② 遺族厚生年金

▼支給要件  
次のいずれかに該当する人が死亡したときに、その遺族に支払われます。

- (1) 加入期間中に初診日のある病気またはけがにより初診日から五年以内で死亡した場合を含む)であって、保険料納付期間(免除期間を含む)が加入期間の三分の二以上ある場合。
- (2) 老齢基礎年金の資格期間を満たしている人が死亡した場合、ここでいう遺族とは、遺族基礎年金の支給の対象となる遺族(ない妻、妻十五歳以上の子、父、十五歳以上の子、父、十五歳未満の孫、十五歳以上の祖父)です。ただし、



夫、父母、祖父は六十歳から支給されます。

▼年金額  
年金額は次のように計算されます。

平均月収×0.75×  
厚生年金加入月数×2  
(加入月数が300月に満たない場合は300月とする)

なお、夫が死亡した時に三十五歳以上の妻で子がいない場合(夫の死亡時に十八歳未満の子がいて、その子が十八歳以上になったときに三十五歳以上になつていない妻を含む)、四十歳から五十五万円が加算され、  
今回掲げられた額は、いずれも昭和五十九年度価格です。

年金額は、妻に支給される場合は、基本額六十万円に、子が二人のときは十八万円、三人以上のときは十八万円に二人増すことに六万円を加えた額を加算されます。また、子に支給される場合は、基本額六十万円に、子が二人のときは十八万円、三人以上のときは十八万円に二人増すことに六万円を加えた額を加算した額を、年金を受ける子の

## 国民年金の相談は

町では、国民年金制度の趣旨を広く町民に浸透させ、併せて保険料納入の促進及び保険料免除の指導を行い、制度の円滑な運営を期するための各地区に



「国民年金協力委員」を委嘱して、国民年金についての相談は、住民課年金係か、お近くの国民年金協力委員へ相談ください。

### 壬生町国民年金協力委員

氏名	受持区域	電話	氏名	受持区域	電話
若林 タキ	下表町・中表町	82-0876	田辺 博司	釜ヶ淵・原坪	82-4544
鈴木 茂弥	下横町・今井	82-1690	梁島 定治	鹿島	82-4495
早乙女 俊子	上表町	82-0765	渡辺 猛	下馬木・下町	82-4553
内堀 雪子	東下台	82-0723	伊藤 芳	上町	82-5933
石黒 ミト	城東町	82-2849	益田 文雄	本郷	82-1083
増田 芳郎	舟町・栄町	82-0305	青木 章一	松原	82-5003
荒川 一	仲通町・上通町	82-0429	西部・中央・北原		82-9198
船橋 フミ	三好町・東塚	82-5432	荒川 寛	台坪・下坪	82-5511
古澤 清	旭町	82-1634	川瀬 作治	鯉沼・東原	82-5005
荒川 三郎	万町・上新町	82-0095	安納 康乃	福和田	82-0847
佐藤 正義	馬木・西高野	82-0840	森田 寛三	北小林・独協	86-4005
和貝 茂男	城内	82-0030	鈴木元四郎	安塚一	86-3727
萩原 久子	城南	82-0493	大久保保一郎	安塚二	86-4080
橋本木三郎	馬場・原宿	82-5530	石川 登	安塚三・安塚南部	86-2690
植森 善作	田向・上坪 前宿坪・台坪	82-5605	中川 進	上長田	86-1197
板橋 ヒロ	星の宮	82-1216	織田 光一		86-1071
梅山 作蔵	至宝町南部	82-1653	白井 武	中泉	86-3799
平井信太郎	至宝町北部	82-1503	桑川 正光	助谷・助谷原	86-3416
佐藤 キミ	六美町南部第一 第二ひびりヶ丘	82-0817	山田 月	国谷一	82-3033
梅山 チヨ	六美町北部・いすみ	82-5155	青木 サク	国谷外道・若草	82-4363
荒川 佳子	緑町一丁目・四丁目	86-0582	石村 源一	国谷二	82-5311
熊倉 源吉	幸町一丁目・三丁目	86-1422	高山 ハナ	国谷三	82-4372
前田 信子	幸町四丁目 おもちのまち全部	86-1918			

## 厚生年金・共済組合加入者の配偶者の方は「注意を」

国民年金法の改正により、本年四月から国民年金に加入する範囲が拡大され、サラリマンの奥さん等、厚生年金や共済組合加入者の配偶者の方も、国民年金の被保険者(第三号被保険者)となります。

改正前に国民年金に任意加入していた方は、第二号被保険者になるための届け出は、すでに済ませていただいたことと思いますが、国民年金に任意加入していない方も次の①②のいずれにもあてはまる方は、第三号被保険者としての届け出が必要となります。

- ① あなたの配偶者が厚生年金共済組合の加入者であること
  - ② あなたの自身が主として配偶者の収入により生計を維持されていること(あなたが健康保険、共済組合の被扶養者になっている場合を含む)
- これらにあてはまる方は、配偶者の年金手帳、健康保険証とご自分の印鑑を所持のうえ届け出てください。

### 届出方法

● あなたの配偶者が厚生年金加入者の場合  
役場住民課年金係へ  
● あなたの配偶者が共済組合加入者の場合  
配偶者の勤務先の指示に従って  
● わしは、役場住民課年金係におたずねください。

# 体育遊びを通じて

## 交通安全指導

### 第3保育所



なわあそびを通じ交通安全

県と町から、昭和六十年度幼  
児交通安全教育推進施設の指定  
を受けていた第三保育所、山崎  
静子所長では、二月二十六日  
同保育所で、県、町の交通安全  
対策関係者、警察関係者、父母  
ら一五〇人を見守る中、公開保  
育発表会を行いました。

第三保育所が設けた研究テ  
マは「体育遊びを通じての交通  
安全指導」で、さまざまな体育  
遊びを通して、びんしよ性、  
判断力、持久力、リズム感、注  
意力などを指導し、幼児が機敏  
に自分の体を動かせるようにす  
ること、さらに、機材を使って  
交通安全を指導し、安全に行  
動させることを狙いました。

当日は、まず全園児が交通安  
全体操、ワンツゥー体操、トラ  
ソををした後各室に入り、三歳  
児は旗上げゲームボール遊び  
フルツバスケットを、四歳児  
は信号遊び、信号機作り、リス  
ミックを、五歳児は茶道、なわ  
遊び、標識パネル遊びを通して



三歳児はフルツバスケット

意力などを指導し、幼児が機敏  
に自分の体を動かせるようにす  
ること、さらに、機材を使って  
交通安全を指導し、安全に行  
動させることを狙いました。

当日は、まず全園児が交通安  
全体操、ワンツゥー体操、トラ  
ソををした後各室に入り、三歳  
児は旗上げゲームボール遊び  
フルツバスケットを、四歳児  
は信号遊び、信号機作り、リス  
ミックを、五歳児は茶道、なわ  
遊び、標識パネル遊びを通して



手をあげて横断

交通ルールを覚えるとともに、  
右側通行、左右の安全確認、手  
を上げて横断など、日ごろの実  
践状況を公開しました。

この後全体会を開き、研究成  
果と今後の課題を報告しました。  
この中で、「農村地帯という地  
域性や横断歩道、信号機等が周  
辺にはほとんど見られないなど、  
環境から交通安全教育というこ  
とに対し関心が高まっているが、  
パンヒクラーブ（父母の会）の協  
力を得て、子供たちも日常生活  
の中からも、自然に交通安全に必  
要な知識や体力を養うことがで  
きるようになり、交通安全に対  
する親子の意識が高まり、自発  
的に実践できるようにになった」  
などを成果として挙げ、「これ  
を基礎にして、命の大切さとい  
うことを一番に考え、今後より  
一層の安全教育を目ざしたい」  
と課題を報告しました。

## 県統計大会 行われる

独協医科大学病院が  
労働大臣賞  
石川さん・大森さんが  
功労賞を受賞



石川さん 大森さん

第二十三回栃木県統計大会が  
一月二十四日、栃木会館大ホ  
ルで行われ、その席上、独協医  
科大学病院が労働大臣賞を、安  
塚三の石川登さん、上通町の  
大森乃きさんが栃木県統計協会名  
誉会長（栃木県知事）から功労  
賞をそれぞれ受賞されました。  
独協医科大学病院は、五十九



## 町史第二巻

資料編近世出版成る  
いよいよ町史刊行事業も軌道  
に乗る。民俗編に続き、資料

編近世。が町民のみならず各方  
の手元にとけられることになり  
ました。

編集の内容については、既に  
町史編さんだより五三号や、頒  
布予約の案内リーフレットでお  
知らせいたしました通りですが  
これらの目次から徳川時代（近  
世）三百年の流れの中から、本  
町の当時の様子が理解出来る  
と思います。

たとえば領主支配項目の中で  
今日迄の資料からみると、鳥居  
氏に係る文献等は多数存在す

## 町史研究

### あ れ こ れ

#### 壬生の藩学

#### 「学習館」(三)

前号に続、日本教育史資料  
により、壬生藩学「学習館」の  
授業の方法をみる。  
教則○素読 毎日  
初、三字経或ハ孝経ヨリ  
四書五経ニ至ル、五経ニ  
至テハ、独学シテ、其  
疑ヲ質問ス、



素読の教科書「五経の一」

初メ小学、論語、孟子等  
ヨリ歴史ニ至ル。  
○講義 毎月三回  
教師自ラ之ヲ為シ、諸生  
及藩士ニ聴聞セム。論  
語或ハ歴史ニヨル。  
○習字  
平仮名ヨリ行草混体、国  
等ヨリ消息往来等ニ及  
ブ、月六回淨書  
○算術  
八算、見一相場割等ノ  
順次ニ從テ、  
○作文  
習文録、武將感状記、論  
評文、孟子等（略）

とあり、まず毎日の素読(書  
の内容がわからなくとも、文字だ  
けを声を立てて読む)を第一に  
している。素読の教科書は、江  
戸時代の児童教科書である三字  
経、孔子が孝道を説いた孝経や  
使用され、土儀になると四書五  
経(儒教の大学、中庸、論語、  
孟子の四部)、易経、詩経、書  
経、春秋、礼記の五部を独学  
している。

論評とは、教員の先生が論評  
で講義をした訳だが、教科書で  
して、小学作法、善行を出今  
の書から抜粋した書、論語、孔  
子の理想的道徳、政治、教育等  
の書)、孟子(孟子が孔子の思  
想である仁義礼智を説いた書)



資料編近世 発刊  
予約受付中  
☆頒布価格 一冊六、〇〇〇円  
☆問合せ先 後編町史編さん室



学習館

が使われた。  
習字のお手本に、下野、武蔵  
相模等の国名や、手紙の例文で  
ある消息往来が使われるのは現  
代にも通じている。  
算術の八算見一相場割とは、  
共に割り算の事である。

作文の教科書になっている武  
將の感状とは、信長、秀吉、家  
康に代表される戦国大名が、部  
下の戦功をほめて与えた書状で  
精忠神社には、鳥居元忠に与え  
られた秀吉や家康の感状が伝え  
られている。感状をもらった武  
將は、これを家宝として大切に  
し、又戦の後で、論功行賞の際  
の証拠ともなった。

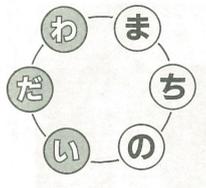
又、資料中の歴史は、国史略  
日本外史、本邦六国史、史記、  
前後漢書、資治通鑑、元明史略  
等の歴史書を教科書としていた。

ことが云われて来ましたが、今  
回近世中期の城主三浦氏関係文  
献が期待以上に収集されている  
ことです。

また、農村(地方)の米の取  
穫高、石数が急激に多くなって  
いる変化がわかることです。  
(石高)穀物の量を計る基準。  
一石は約一五〇kg)  
従って領主が幕府から受領す  
る領知先印状と目録(領知朱印  
資料編近世)の予約募集リーフ  
レット表紙に掲載されている石高と、実際に取穫され  
ている石高と、実際の間に取穫され  
る石高には多少の差があったこ  
とは云うまでもあります。で  
すから農村の繁栄と疲弊が表裏  
の如くつきまとっていった事がわ  
かるとも思います。今日の農業経  
営とはおのずから異なっていた

わけです。  
文様検地帳等とみる田一四  
町五反二畝四歩、〇二五六斗  
一升四合一五、三二九二cc、畑  
三町二反七畝二歩(一〇一  
石六斗六升四合一六、七四九  
cc)と記載されており、現在の  
取穫量は水田であり、一町五  
反一畝で、壬生町内水田作の平  
均一〇a(当り)(二反歩)約三八  
五ccで計算すると、一四、三二  
三ccといふ数字になります。  
当りの取穫量は、〇六ccであり  
現在では前述の数学で比較する  
と約四倍近い数量が取穫されて  
いるわけでは  
耕地面積も一四町五反二畝四  
歩が五町五反一畝で約三六  
倍と云う数字が計算されるわけ  
です。  
これらの取穫量に対する坪面  
は、あらゆる面から検討されな  
ければならないが、水田の耕地  
面積と取穫量だけを比較した  
だけでも大変な進歩がみられるわ  
けです。  
私達の生活がそれだけ豊かに  
なっているわけですが、現在以  
上のもを望むのは人々の一般  
的な考へ方ですから、今後どの  
ような発展がみられるか予測が  
つきません。  
以上、資料の一部を紹介した  
しだいで。

王生 演 目 録  
私達の生活がそれだけ豊かに  
なっているわけですが、現在以  
上のもを望むのは人々の一般  
的な考へ方ですから、今後どの  
ような発展がみられるか予測が  
つきません。  
以上、資料の一部を紹介した  
しだいで。



# 町民のひろば

「町」の「わだかまり」は、身近な「ユースや」(店)や「職場の若者」を紹介される方は、男女は問いませんがなるべく独身の方を、私の家族には小学生男女の方へわたしの自慢料理は主婦の方へ一報ください。

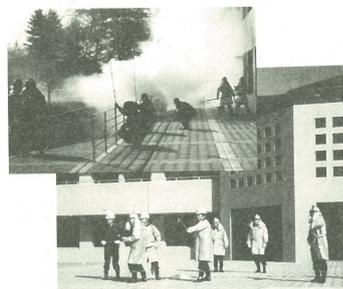
## 短歌

壬生町文化協会文芸部選



### 公民館が火事だ!

春の全国火災予防運動期間中の三月二日、石橋地区消防組合と消防団合同の消防演習が、壬生中央公民館で行われました。演習は、異状乾燥注意報発令中における、不特定多数の者が出入する公民館の火災を想定し、午前十時、公民館が火事です。の通報に、館西の人達の避難誘導、初期消火の訓練を行いました。

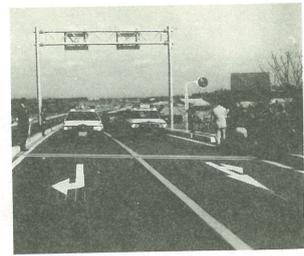


### ▲田中さんが大臣賞!

二月二〇日栃木県公館において、第十七回農業経営コンクール大会が行われ、参加点数一〇二点の中から、国谷一の田中英男さん(三十六歳)が、最優秀賞となり農林水産大臣賞を受賞されました。このコンクールは、県と下野新聞社の共催により開催され、農業経営の近代化に積極的取り組み、顕著な成果を上げている農業者を表彰するもので、本町では、五十八年の三上光一さんに続いての受賞です。

### ▲西田バイパス開通

西田田バイパスの淀橋から県総合グラウンド方面交差点までの二・一キロが二月二十日に開通しました。この開通により西川田バイパス四・五キロの整備と新淀橋架設事業が先立し、本町が、県都宇都宮への時間が大幅に短縮されました。そして、淀橋から南へ三・一、安塚バイパス整備事業も進められていますので、全線開通すれば県道宇都宮・栃木線の慢性化した交通渋滞解消となるでしょう。



## 俳句

佐藤 淑子

片時雨旅みちのくの朝市に  
前島 精一  
背の子の眠りし温み里しぐれ  
伊沢 克明  
野火走る壬生部拓きし里の丘  
秋山 仙  
晴るるるや街頭青く点りけり  
また一人友の逝きたる報おれり  
残れる友に電話を掛くる  
宇井 俊一

## 私の家族

### わたしの お母さん

睦小学校六年  
宝示戸 かおる



「きちんと片付けなさい。」  
と、言いながら私がちらかして  
しまった本やノートを片付けて  
くれるお母さん。そのお母さん



お母さんの宏子さん

「ちよつと待つてよう。」  
と、言つてもぐさをしてしま  
う。それがまたお母さんのしわ  
になってしまつた。  
そんなお母さんがこの前、病  
気でねこんでしまつた。そのた  
め、私たちがお母さんがいつも  
している食事のしなくやうじ  
洗たくををした。それもお父  
さんとお姉ちゃんと私の三人で  
仕事をした。それを覚えて「すごい  
な。」と感心した。  
私は、そんなお母さんの手伝  
いを少しでもして、薬にさせて  
あげようと思。  
私は、しわのないお母さんが  
大好きだ。

## 職場の わかもの 小平英男君(21)



### 東宝プラスチック株

### 山椒は小粒でもピリリと辛い

小粒と言うと本人からは叱られそうであるが、この際勘弁してでもおろ。彼を紙面で紹介するのは本場に難しい。違つて話をすれば、そのフアイト振りが、人柄が面に伝わって来るものだ。彼の紹介をする前に私共の会社を少し紹介したい。

## 広報みぶ

我社は、神奈川県川崎市に本社を持ち、各種プラスチック成形用の金型を製作しています。彼は、金型でもテレビ、ラジカセ、オーディオ等家電関係から自動車、そして、玩具の金型等を手掛ける。その技能は我社の中堅として折り紙付きのもので、NC工作機械や放電加工機など、高度な機械技術はお手のもの。現在は金型の組立、完成を勉強中。入社後一年半と日が

## わたしの 自慢料理



### かんぴょうの ちらし寿し

消費者友の会  
市川 のぶ



【材料】かんぴょう10g、米5カップ、しらす干30g、干椎たけ6枚、人参50g、れんこん50g、さやえんどう30g、卵2個、やきあなご100g、だし1カップ、のり1枚、紅生姜10g、砂糖、酢、しょう油、塩、みりん  
【作り方】①しらす干は熱湯をかけておき、合せ酢とまぜる。②干しいたけは水につけおとし、石づきをとって煮て、しょう油大さじ1を加えて煮る。さめてから線切りにする。③人参は線切りにして煮る。④れんこんは薄く切りアク出しをして、三杯酢で煮る。⑤さやえんどうは湯でて薄味でさっと煮る。(線切り)⑥卵は錦糸卵にする。⑦やきあなごは細切りにして砂糖、みりん、酒各大さじ1、しょう油大さじ2で煮る。⑧かんぴょうは塩でよくもみ水洗いする。やわらかくなったらかまかく刻みだし1カップ、砂糖大さじ8、淡口しょう油大さじ2で煮る。⑨御飯に合せ酢をかけて切るようにして混ぜる。冷か減になったら卵とさやえんどう以外の具を入れて混ぜ器に盛り卵、のり、さやえんどうを飾り、紅生姜を添える。(消費者まつりかんぴょう料理コーナー展示料理)

### 確定申告が間違っていたら

芝居や相撲の最終日は「千秋楽」、略して「ちく」とも言われており、これは雅楽の曲名から由来しているとか。

昭和六十年分の確定申告も、三月十五日で千秋楽となりまし

た。しかし、芝居や相撲と異なるのは、千秋楽で全て終了という点ではなく、申告が間違っていたとは改めなければならぬことです。また、ついっかり確定申告を忘れていたという人は、すぐに確定申告書を書

出す必要があることです。そこで、確定申告が間違っていたときの訂正手続きについて説明します。



は、納め過ぎの税金は還付されず、修正申告、更正の請求、期限後申告の手続きなどについて、分からない点はお近くの税務署や税務相談室へご相談ください。

### パート職員募集

受付 三月三十一日まで

役場では、パート職員を、次のとおり募集します。  
○職種および人員  
清掃センター作業員(男子二名、水道北部処理場作業員(男子)一名)

学校給食婦(女子)一名  
陸小 一名・壬生東小 一名  
保育所公仕(男女を問わず) 二名  
第二保育所 一名

○年齢等  
作業員 五十五歳までの方  
給食婦 四十五歳までの方  
公仕 五十歳までの方で原付

以上の特許を有する方  
○賃金(一日)  
作業員(八時間) 五、〇〇〇円  
給食婦(七時間) 三、五〇〇円  
公仕(八時間) 四、〇〇〇円

○受付  
昭和六十一年三月三十一日まで  
問合せおよび申込用紙請求先  
壬生町役場総務課庶務係  
電話☎1234内線14・16番

**善意銀行**

○金五、一三三円  
○金二、七三三円  
壬生町勤労青年ホーム  
利用者会費  
○金九、〇〇〇円  
陸友の会費  
○金二、〇〇〇円  
木村章様

**四月の納税**

固定資産税  
第一期分  
軽自動車税  
全期分  
国民年金  
前納分

**まちのうごき**

3月1日現在

人口	37,727人	(+46)
男	18,751人	(+10)
女	18,976人	(+37)
世帯数	10,574世帯	(+16)

( )は前月比

かかってきますので早めに納付してください。  
○税額を多く申告したとき  
この場合は「更正の請求」によって訂正することになります。この更正の請求ができるのは申告期限から一年以内です。請求内容が正当と認められたとき

### 二月の町内価格調査結果

品名	単位・品質	最低値-最高値	平均	前月平均
小麦粉	1等粉 1kg	168~218	192	192
豚肉	もも 100g	100~188	151	155
サラダ油	ピシム 100g	508~748	608	608
砂糖	上白糖 1kg	215~270	243	242
しょう油	濃口 1kg	232~318	260	260
塩さけ	100g	150~250	195	191
さば	カン 水煮 2号	98~139	114	109
インスタントコーヒー	150g	850~989	986	981
キャベツ	1kg	40~370	253	249
玉ねぎ	1kg	80~170	126	116
卵	10個入 M	198~250	222	224
ちり紙	1,200枚	198~250	231	230
ティッシュペーパー	400枚	118~150	135	133
洗剤	2.65kg	850~950	896	900
台所用洗剤	380ml	129~288	172	172
ラップ	30cm×20m	130~206	170	166
アルミホイル	25cm×8m	99~140	125	123
灯油	18ℓ	1,260~1,440	1,355	1,367
アロパン	5㎡	2,850~2,960	2,872	2,870
ガソリン	レギュラー 1ℓ	130~140	136	137
鞋油	1ℓ	90~105	98	98

### 監査請求に基づく監査結果について

昭和六十年八月十九日、請求代表者壬生町大字園谷五九一番地二田中武男、壬生町大師町一九番四二号高徳次郎、壬生町大字上稲葉一八二番地重居栄一の三氏が提出された、地方自治法第七十五条第一項の規定に基づく「事務監査請求」は同月二十日受理し、その監査結果を昭和六十一年三月十四日請求代表者に通知したので、地方自治法施行令第九十九条において準用する第九十二条第二項の規定により、次のとおり公表する。

壬生町監査委員 篠原 善一郎  
壬生町監査委員 星 佐一郎

### 栃木県下都賀郡壬生町の事務を監査する請求書

#### 一、請求の要旨

一、昭和五十九年一十年の二年度にわたって建設される(仮称)壬生町総合会館建設費十七億三千三百五十万円のうち、工事請負入札の前日である昭和五十九年五月十五日に議会審議を行なわないう町長専決で追加された一億五千五百万円の工事費追加の用途は全く不明であります。

昭和五十九年五月十九日の臨時議会、同年六月十八日定例議会で追求をうけて七月四日になって止むなく提出した追加金内訳説明書九項目はほとんどが虚偽内容となっております。

一、中ホール面積増に伴う四千万円支出は架空なものです。壬生町が会館建設を発注したのは昭和五十八年十二月二十六日の設計についての説明会であり、そのときに中ホールは五百平方メートルで指示しており追加したではありません。設計説明を担当した社会教育課長も追加金支出は不当と証言しています。

一、中ホール舞台関係の追加三千九百万円は当初に較べて追加金が六、七倍という異常なものです。また設計を担当した馬上設計事務所の高山証人は、追加されたのは七百五十万円と証言しています。差額三千四百九十九万八千円はいかなる支出であるかの説明がありません。

一、中ホール迫舞台追加のために一千四百万円支出とありますが、当初設計にあ

った大ホール迫舞台が無くなっていることが建設現場検査で見られました。正しい計算をすれば迫舞台工事費は追加でなくて減額であります。それと本堂に迫舞台が必要な大ホールから無にした説明をしないのは納得できません。

一、監視カメラの追加三百三十万円のについては馬上設計事務所の社長が二重計算をしてしまったので私のミスであると証言しているのに工事費削除の処置をとらず、楡井町長は社長発言は誤りであると強弁しています。

一、大ホール反射板二千八百万円追加については手動式から電動に変更することを町側より強く要望したものと答弁していますが、町側において形状・価格等の検討が一切行なわれず、変更経過も全く不明であります。

一、展示パネル一千三百万円は当初設計に明示されていて追加金の必要はありません。資料館空調設備一千万円も馬上設計と壬生町の協議が行なわれていた昭和五十九年三月十五日当初予算十六億円の範囲内で設置できる旨の連絡が馬上設計事務所より担当課にされているので追加金支出は不当であります。

右の各項について事務監査を請求します。

請求代表者

栃木県下都賀郡壬生町大字園谷五九一番地一

農業 田中 武男

無職 高岩 徳次郎

栃木県下都賀郡壬生町大字上稲葉一八二番地

農業 富居 栄一

壬生町監査委員 篠原 善一郎 殿

壬生町監査委員 星 佐一郎 殿

右地方自治法第七十五条第一項の規定により、壬生町の事務監査について請求致します。

昭和六十年八月十九日

壬生町監査委員 篠原 善一郎 殿  
壬生町監査委員 星 佐一郎 殿

壬生 〇八一

昭和六十一年三月十四日

壬生町 監査委員 篠原 善一郎  
 壬生町 監査委員 星 佐一郎  
 田中 武男 殿  
 高岩 徳次郎 殿  
 富居 栄一 殿

壬生町 監査委員 篠原 善一郎  
 壬生町 監査委員 星 佐一郎

昭和六十一年八月十三日 事務監査請求要旨の公表  
 二、 監査の実施  
 (一) 監査の方法  
 監査請求事項に基づき、町当局から資料の提出を求め、合わせて、町長、助役並びに関係職員等から事務推進経過に関する事情聴取を行うとともに、関係書類及び諸帳簿並びに証ひょう書類などにより、昭和六十一年八月二十七日から昭和六十一年三月三日までの間に事務監査を実施した。

監査請求に基づく監査結果について（通知）

昭和六十一年八月十三日受理した、地方自治法第七十五条第一項に基づく「事務監査請求」については、同条第三項の規定により監査を行ったので、その監査結果を次のとおり通知する。

記

一、 監査請求の受理

本事務監査請求は、地方自治法（以下「法」という。）第七十五条第一項の規定及び法施行令第九十九条において準用する第九十六条第一項に規定する署名者数が法定数に達しており、また、法施行規則第十条に規定する様式を備えていると認められたので、昭和六十一年八月二十三日受理し、同日これが請求の要旨を壬生町監査委員告示第二号により公表した。

なお、本件請求にかかわる経過は、次のとおりである。  
 昭和六十一年六月五日 事務監査請求代表者証明書申請書の提出  
 昭和六十一年六月十三日 事務監査請求代表者の選挙人名簿登録の有無照会  
 昭和六十一年六月十五日 事務監査請求代表者証明書交付 同日告示  
 昭和六十一年八月十九日 事務監査請求書の提出  
 昭和六十一年八月二十三日 請求書中不備な点を補正して提出、同日受理

法第七十五条第一項の規定（当該普通地方公共団体の事務並びに当該普通公共団体の執行機関の権限に属する事務）に基づき、本請求要旨について審議した結果、監査対象事項は左記の通りと解する。  
 1 中ホール面積増に伴う追加予算四千万円支出は架空な支出であったのか。  
 2 中ホール舞台関係の追加予算三千万円は、適正な支出であったのか。  
 さらに、(株)馬上建築設計事務所の高山茂芳氏が、追加額は七百五十万二千円と証言（百条委員会における証言）したと言われる事実関係。  
 3 中ホール舞台追加のため一千四百万円とあるが、関連して、大ホールに当初から追舞台の設置計画があったのか。また、設置計画があったとすれば、その変更理由、及び予算措置をどのようにしたか。  
 4 監視カメラの追加予算三百三十万円は、二重計算であったのか。また、(株)馬上建築設計事務所社長が「私のミスで二重計算」をした旨の証言をしたと言われる事実関係。  
 5 大ホール反折板（追加予算二千八百万円）に関する変更の理由、及び協議の経過について。  
 6 展示パネル（追加予算一千三百万円）は、当初計画に明示されていたか。また、資料館空調設備（追加予算一千万円）については、昭和五十九年三月十五日に行われた町担当課と(株)馬上建築設計事務所間の協議の結果、当該設計事務所から、当初予算十六億円の範囲内で設置可能である旨の連絡があったと言われているが、その事実関係。

三、 監査の結果

壬生町本九一丁目八番三十三号に建設された、中央公民館、図書館、歴史民俗資料館は、壬生町が昭和五十九年度と昭和六十年度の二カ年継続事業として、総

工費十七億三千三百五十万円を投入して建設した文化の殿堂である。

本監査請求は、昭和五十九年五月十九日開催の、昭和五十九年第三回壬生町議会臨時会において「議決」された、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき「専決処分第十号、昭和五十九年度壬生町一般会計補正予算（第一号）の継続費補正一億五千五百万円をり、昭和五十九年第四回壬生町議会定例会（六月）における一般質問（一億五千五百万円を専決処分で補正した理由は何か）に端を発し、以来町議会では、会館建設調査特別委員会、さらには法第九十条に基づく調査特別委員会（百条委員会）を設置して、これが調査にわたった経過がある。

なお、中央公民館、図書館、歴史民俗資料館については、昭和五十九年五月十九日着工、昭和六十一年九月三十日完成、同年十一月三日に挙行された壬生町合併三十周年記念式典に合わせて開館され、現在に至っている。

(一) 監査対象事項第一点

多目的利用を考慮して、当初計画の三百平方米を五百平方米に増床したことにより、規模、構造など設計の変更に伴い、四千万円の追加支出となったもので、架空な支出ではないと認められた。

(二) 監査対象事項第二点

数度にわたり協議、検討した結果、建設委員会等の審議を経て当初計画を変更し、予算追加（一千九百万円）したものであった。

なお、馬上設計事務所、高山茂芳氏の証言内容の事実関係については、その事実をなかつた。

(三) 監査対象事項第三点

大ホールは、当初から追舞台の設置計画はなく、建設途中で変更した事実もないことが確認された。

(四) 監査対象事項第四点

大ホール監視カメラ設備（追加予算三百三十万円）は、大ホールステージでの催し物、客席の様子などを事務室、ロビーなど他室でも見られ、録画も出来る設備であり、このビデオカメラ装置は大ホールに追加設置されたものである。なお、馬上設計事務所社長の「二重計算」であった旨の証言内容の事実関係については、その事実をなかつた。

(五) 監査対象事項第五点

大ホール音響反折板（追加予算二千八百万円）は、音響効果及び利用上の問

題、将来性等検討された結果、当初計画の「移動式 S.S.S.R.100」から、「電動式・松村電機製作所」に変更されたものである。

なお、計画変更の過程で、町当局が形状、価格などの検討が一切なかったとあるが、ステージの機能に合わせた「特注品」として、その形状、材質及び使用方法などについて検討し、さらに建設委員会等の審議を経て決定した事実経過が認められた。

(六) 監査対象事項第六点

中ホール展示パネル（追加予算一千三百万円）は、当初計画に木製パネル（W三六〇×(H)二〇〇）五枚を設置する予定であったが、中ホール面積の増に伴い、多目的利用が可能になったため、より効率的利用を図るべく、スチール製パネル（W三三〇×(H)五七五）六枚に変更、設置したものである。資料館空調設備（追加予算一千万円）は、夏期における室内温度の関係、資料保存上の問題が提起され、検討された結果、当初計画した「除湿装置」を「空調設備」に変更したものである。

問題視された、昭和五十九年三月十五日の町担当課と設計事務所の間担当者との協議の事実関係（当初予算の範囲内で設置可能との件）に関しては、担当職員間の検討段階であり、予算総額に言及し得る状況ではなかつたことを確認した。(3)

壬生町総合会館（中央公民館、図書館、歴史民俗資料館）建設事業は、総工費十七億三千三百五十万円の巨額な予算を投じ、町の名跡・壬生城跡地に建設された「文化の殿堂」であり、町民の期待に添ったすばらしい事業であった。

しかし、本事業推進の過程において、補正予算の専決処分をめぐり、告発、告訴という事態が生じたことは誠に遺憾であり、残念であった。今回の事務監査を通じて、次のことを要望したい。  
 即ち、問題となった総合会館建設に係る補正予算の「専決処分」については、期間的制約、事務手続等本事業執行上の事由により、専決処分で対応せざるを得なかった行政事情を理解できるが、議決機関と執行機関は車の両輪であると言われる通り、常に課せられた、機能と責任を充分に発揮し合い、適正かつ公平な町政推進を図らなければならない。

本事態が発生した背景には、議会と執行部の相互の信頼関係が必ずしも充分ではなかつたと思考されるので、これを契機にさらに努力され、相互信頼のもとに互にその機能と責任を發揮し、町民の付託にこたえられないよう強く要望する。